

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第168回 知的財産権侵害行為への懲罰を加重

9月14日、中国最高人民法院は「法により知的財産権の侵害行為に対する懲罰を加重することに関する意見」（以下「本意見」という）を公布し、知的財産権を侵害する行為に対する取り締まり強化の具体的措置についてより詳細な規定が設けられました。今回は、本意見のポイントについて解説いたします。

◇日系企業が中国国内で知的財産権を維持・保護することの難しさ

日本企業A社では、製造する専用設備に自社で開発した先進的な吸気構造の特許技術（国際出願により日本および中国で特許を取得したもの）を使用することにより、その製品性能は中国で製造される同類設備に比べて高く優れていた。ところがA社の中国国内代理店より、A社製品に接近する性能を持つが非常に廉価なB社の競合品が中国で出回るようになり、A社製品の販売量に影響を及ぼしているという報告があった。調べてみると、B社の競合品にはA社の特許品と同じ吸気構造が使用されていることがわかったため、A社はB社を相手取り特許権侵害訴訟を起こすことを決定した。

製品販売への影響がかなり大きいことから、A社では、裁判所よりもB社に競合品の販売を停止させる裁定が下され、B社のすでに製造された競合品および製造設備が差し押さえられることを希望していた。しかし、裁判所は慎重な姿勢を取りA社の希望する裁定を下さなかったため、訴訟が終結するまで、B社では依然として競合品の生産、販売を継続することが可能であった。最終的には裁判所によりB社に対し、権利侵害行為を停止してA社の損失を賠償するよう命じる判決が下されたものの、訴訟に長時間が費やされたことにより、A社の市場シェアは大幅に減少した上、B社から獲得した賠償金も、A社の実損を全て補填するに十分なものではなかった。

◇本意見の注目すべき内容

5月12日掲載の本欄「中国の知的財産権保護強化の最新動向」において、最高人民法院より4月16日に公布された「知的財産権の司法保護を全面的に強化することに関する意見」についてご紹介しましたが、これに比べて今回の本意見では、取り締まりの措置を四つの面に分けて詳細に設定したものとなっています。

1. 保全措置の強化

●核心技術、知名度のあるブランド、人気番組などの知的財産権に関わる侵害や侵害の意図、ならびに展示会における権利侵害により、補填の難しい損害をもたらす行為について権利者が申し立てた場合、裁判所は速やかに審査を行い、保全を裁定しなければならない。

●証拠が滅失したか、後には取得困難となる場合、権利者による証拠保全の申し立てを受け、裁判所は速やかに審査を行い裁定しなければならない。より専門性の高い技術問題に関わる証拠保全には、技術調査官が参与することを認める。

●権利侵害により訴えられた被告が、すでに保全措置の取られた権利侵害対象品やその他の証拠を無断で毀損（きそん）または移転することにより事実の調べがつかなくなった場合、裁判所は直接権利者の主張が成立するものと認定できる。

2. 権利侵害停止の判決

●権利侵害の事実がすでに明確であり、権利侵害が成立したと認定できる場合、裁判所は先行して権利侵害の停止を命じる判決を下すことができる。

●虚偽・冒用品、海賊版の商品や主にそれらの製造に使用された材料および道具について、権利者が速やかな廃棄処分を請求する場合、裁判所は一般に支持する。

3. 権利侵害者の賠償責任の加重

●裁判所は当事者より提供される、工商・税務機関、第三者の商業プラットフォーム、権利侵害者のウェブサイト、宣伝資料あるいは法により開示された文書からの関連データおよび業界平均利益率などを積極的に運用して権利侵害による利益獲得の状況を確定する。

●裁判所は、権利者が証拠を挙げて証明した権利侵害による獲得利益の金額について、その掌握する権利侵害により獲得された利益の証拠を提出するよう、権利侵害者に命じることができる。権利侵害者が提出しない場合、裁判所は権利者の主張および提出された証拠に基づき賠償金額を判定することができる。

●他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が重大な場合、権利者による懲罰性賠償請求を支持する。

●権利者が権利を保護するために支出した弁護士費用についても、一定の賠償を得ることができる。

4. 権利侵害行為の取り締まりにおける刑事手段の運用強化

◇ 日系企業へのアドバイス

本意見ではさまざまな措置が規定されていますが、実際の案件審理過程においては、やはり当事者から主体的に主審裁判官との交流を図って迅速な措置を請求する必要があり、そうすることによって自身に最も有利となる訴訟結果が得られます。反対に、積極的に働きかけなければ、主審裁判官により自発的に迅速な措置が取られるという状況は望みにくい可能性があります。

遼寧省が珠江デルタ企業の誘致イベント

中国遼寧省政府は10日、広東省広州市で、「粵港澳大湾区（広東省の9都市と香港、マカオ）」の企業を対象とした毎年恒例の投資誘致イベントを開催した。珠江デルタ地区を中心にの企業約200人の代表が出席して各種事業の実施を決めた。遼寧日報（電子版）が11日伝えた。

同日決まった投資事業は58件、総投資額は858億元（1兆3400億円）。うち広東省広州市の広州仕天材料科技は、華晨汽車集団傘下の自動車メーカー金杯汽車と、自動車用新素材の工場を遼寧省瀋陽市大東区に共同で建設することに合意した。新工場は2021年1～3月期に完成し、年間3万トンを生産する。

遼寧省と珠江デルタ地区の経済交流は年々活発化しており、19年は229件、計933億7000万円の投資を実現した。（時事）

上海市が共催の大連工業博開幕＝400社が出展－遼寧

中国遼寧省大連市で国際見本市「2020年大連国際工業博覧会」が10日、大連市のコンベンション施設「大連世界博覧広場」などで開幕した。「開放、プロフェッショナル、スマート」をテーマに、経済交流の架け橋の役割を担う。この見本市は、上海市による大連市の支援を目的に両市が共催している。大連日報（電子版）が11日伝えた。

大連国際工業博覧会は1999年に始まり、設備製造業の分野では大きな影響力を持つ。今回の展示面積は2万平方メートルで、内外約400社が数千点の商品を展示した。

主催者の上海市を代表し、上海市長寧区政府が人工知能（AI）の分野を含む区内企業25社を率いて参加した。長寧区は、AI関連企業200社余りの集積で知られ、ビジネスのほか教育や公衆衛生で活用されている。（時事）